

# 「春日権現験記絵」にみる記録の説話化

## ― 卷一「金峯山御幸事」・卷二「寛治御幸事」を通して ―

坪内綾子

### 序

神仏の霊験を表した説話や絵巻の詞書などに対し、我々はしばしば現代の感覚から現実と虚構を判断しがちである。しかし近年研究が進められていくように、夢や託宣の内容が貴族・僧侶らの日記中に記され現実の出来事として捉えられるなど、人間の営みのみでは計れない神仏の世界と前近代の日本社会とは境界を隔てることなく共存していたと言える。

古代・中世の春日社においても、社司等による霊験譚の集成が行われ、同社内での託宣記の作成、社司より注進を受けた貴族の日記内の記述などに繋がったが、このようにして蓄積された霊験は聖俗含め社会の中で共有され、<sup>(3)</sup> 改変や脚色を交えながら説話集内の話譚などへと昇華した。

鎌倉時代後期成立の絵巻「春日権現験記絵」(以下「験記」)は、藤原

氏と氏寺たる興福寺・氏神春日社の三者を中心に、京都・南都社会の中で生成・蓄積された春日社や春日大明神にまつわる「験」を、二十巻の大部に亘り描いた作品である。筆者はこれまで「験記」の成立を検討する中で、詞書編纂時に用いられた可能性のある素材について論じてきた。<sup>(4)</sup> 本稿では卷一第三話「金峯山御幸事」・卷二第一話「寛治御幸事」の二つの話譚に注目するが、白河院の金峯山・春日社両御幸を語る両話の詞書については、既に数種の関連史料が紹介され、記録と詞書・絵との関係を述べた藤原重雄氏・五味文彦氏の研究も見られる。<sup>(5)</sup> 加えて、両御幸を契機とする一切経転読始行の意義を論じた松村和歌子氏の近年の論考が注目される。しかし生成環境の異なる関連史料群同士を比較し絵巻への影響を考察する試みは十分ではなく、検討の余地が残されている。

本論では素材となる当時の日記に加え、春日社司により作成された記録の成立・記事内容を通して、史実が説話化し詞書へと結実する過程を検討したい。

## 一、寛治六・七年の白河院御幸

### (1) 「験記」詞書

「験記」卷一第三話「金峯山御幸事」と卷二第一話「寛治御幸事」は、白河院により行われた二つの御幸を語る、連続した内容を持つ話譚である。

#### 【卷一第三話】「金峯山御幸事」(読点は筆者。傍線部は後述。以下同)

①寛治六年七月太上天皇白河院、金峯山に御幸ありけるに、②御山にて俄に例ならぬ御けしきあり、人々色をうしなふ程に、龍顔逆鱗の氣ありておほせらるゝやう、③春日山の邊に侍おきなゝり、わざとの臨幸までこそなからめ、御路のたよりに、なとか幽閑のすみかをもとふらはせ給はぬと仰せられて、④大納言師忠・中宮大夫雅実など候はれるを御覧しまはして、あはれゆゝしくさかへ給つる源氏たちかなとおほせ事ありければ、をのゝ、恐れをなして御前をたちさりにけり、さて御気色さめさせ給てこの事ふかく恥思食ければ、路より還御あるへきかなとさたありけれども、ことさら御祈願のむねありて、すなはち⑤春日社へ神馬をたてまつる、又右大弁匡房卿に仰て御願書をか、せらる、大部大乘経をくして当社へ御幸あるへきよし也、其後御心神本にふくせさせ給て、此たひの御願はたとせられにけり、

本話は、寛治六年(一〇九二)七月、白河院が実施した金峯山御幸に

基づく。白河院は金峯山に御幸するも、山上で不例を起こす。すると春日山の辺りに住む翁(春日大明神)が院に憑依し怒りの表情で託宣し、金峯山まで訪れながら途上の春日社へ参詣しない事を咎め、更に扈從の源師忠・同雅実らを見て榮える源氏達への不快を示すと、彼らは恐れをなし辞去したという。憑依が解けた院は、春日社への不参を恥じ春日社へ神馬を奉納した。また大江匡房に命じ、大部大乘経持参にて春日社御幸を行う旨願文に書かせた。院はその後回復し御幸を遂げたという。これをうけて翌七年三月に行われた春日社御幸が卷二に続く。

#### 【卷二第一話】「寛治御幸事」

去年の御願によりて、⑥寛治七年三月舞人一人をめし具して春日社に御幸あり、事にふれてゆゝしき儀式をつくされけり、⑦内大臣以下片舞にたつ、左大臣陪從の列に加立、先例もありかたく神威も掲焉なりけん、其後⑧康和年中、一切経論をか、せられて社頭に経蔵をたて、百口の僧を、かれて転読せらる、⑨越前国河口庄をなかく供料に寄進せらる、かたゝ、先日のおそれを謝申されけり、それよりこのかた代々御敬神他にことに、臨幸も連綿としてたゆることなし、⑩又伊房卿のそのかみ夢のつけありて、御経蔵といふ額をひそかにかきをきたりける、御託宣ありてめしいたされて、経蔵の南門にうたれて今に現在せりとなむ、

三月二十日、白河院は舞人らを引き連れ春日社を参詣する。舞や奏樂に大臣らが参仕するなど、御幸は盛儀を極めた。その後康和年中(一〇九九―一一〇四)院は一切経論を筆写し、経蔵・供僧百口・転読料として越前国河口庄を寄進した。同社は以降も行幸・御幸が絶える事が無

かったという。また藤原伊房は夢告を受けて「御経藏」という扁額を書き置いていたところ、託宣によりこの扁額が見出され、経藏に用いられる事となったという。

この寛治年間の両御幸自体は、貴族の日記など数々の記録から史実として知られる。一方で「験記」詞書は、殊に金峯山御幸において春日大明神の託宣があるために、史実と後世の創作とが混在しているかに見える。そこで、詞書と以下に挙げる関連史料群とを比較し、両話譚の素材と成立環境について検討する。

(2) 両御幸の関連史料

両御幸の関連史料は、それぞれ以下の通りである。なお両御幸に触れた史料は他にも多くあるが、御幸の具体的な内容に触れていないもの、「験記」以前の成立が明らかでないものについてはここでは割愛する。

- ・金峯山御幸…『扶桑略記』『中右記』『春日社行幸記』
- ・春日社御幸…『扶桑略記』『中右記』『後二条師通記』『春日社御幸記(大江匡房筆)』『春日社行幸記』

右の関連史料と「験記」詞書との比較にあたり、まず詞書中より要点を抽出すると、以下の十点到に絞られる。①～⑤は「金峯山御幸事」、⑥～⑩は「寛治御幸事」より抽出し、前掲の詞書本文の該当箇所各番号と傍線を付した。

- 【金峯山御幸】
- ①寛治六年七月、白河院金峯山御幸
- ②金峯山にて院不例
- ③春日大明神の託宣

- ④大明神、院に近侍する源氏二人を叱責
- ⑤春日社へ神馬・願文等の備進

【春日社御幸】

- ⑥寛治七年三月、白河院春日社御幸
- ⑦内大臣片舞・左大臣陪従の列に加わる
- ⑧康和年中一切経書写・社頭に経藏を建つ
- ⑨越前国河口庄を寄進
- ⑩伊房卿の扁額執筆

次に十点の要素が関連史料に含まれるか否かを下の表一に示す。ただし関連史料群はいずれも詞書本文への明確な継承関係がなく、あくまで素材に留まる事から、文体・文言の一致性については言及しない。

- このうち、⑧・⑨は興福寺大乘院門跡尋尊による「春日社毎日不退一切経条々」(寛正五年(一四六

【表一】

	金峯山御幸					春日社御幸		一切経奉納		
	①金峯山御幸	②院の不例	③春日の託宣	④源氏を叱責	⑤神馬備進	⑥春日御幸	⑦内大臣・左大臣舞	⑧一切経書写	⑨河口庄寄進	⑩伊房卿扁額
扶桑略記	○	○	/	/	/	○	/	/	/	/
中右記	○	○	/	/	/	○	○	/	/	/
後二条師通記	—	—	—	—	—	○	○	/	/	/
春日社行幸記	○	欠損(○か)	○	/	○	○	/	/	/	/
春日社御幸記	—	—	—	—	—	欠損(○か)	○	/	/	/

四)・『三箇御願料所等指事』他、⑩は『中臣祐茂記』嘉禎二年二月二日条・『古社記』・『十訓抄』・『古今著聞集』他、各々多くの記録中に関連史料が見出されるが、そもそも一切経奉納は御幸より六・七年下る康和二年(一一〇〇)の出来事である。拙稿では御幸と記録との関係解明を主眼としているため、両御幸に直接関わる①～⑦に焦点を絞り、以下に論じていく。

#### (A) 金峯山御幸

まず、寛治年間に記された貴族の日記・部類記に注目すると、金峯山御幸に関する記事は、『後二条師通記』(以下『師』)・『中右記』(以下『中』)に見出される。このうち『師』によれば、四月二十八日に白河院・中宮が参詣に先立ち精進始を行うため播磨守藤原師信亭に赴き、三十日に精進始を行い参籠を開始したという。御幸に同行しない師通は参籠せず、同日条には「於子細可被相尋左大弁記也」として、参籠の詳細は左大弁大江匡房の記録を参着するよう記している(但し、この間の匡房の記録は現存しない)。

一方『中』では、精進が行われた師信宅の所在に加え、更に参籠・御幸に扈從する者の交名や、院の留守中の政務を司る者の動向についても詳細に述べる。このうち精進・参詣の扈從の交名には源大納言師忠・中宮大夫源雅実・左大弁大江匡房の名が見え、「金峯山御幸事」詞書中の登場人物と官職も含め一致している。ただし『中』記主の藤原宗忠自身は交名中に無く、御幸中の在京は日記より確認されるため、参籠及び御幸に関する情報は、伝聞或いは匡房ら扈從の参詣記録を参照したものと考えられる。

七月二日、精進を終えた院は金峯山に向け出立し、十三日に金峯山に

て物語、十七日に還御する。『中』には、後の伝聞として金峯山山中にて院の胸の持病に因る「玉躰不豫」があり、同行の僧正隆明が平癒の祈祷を行い勸賞に預かったという。この白河院の御幸中の不例は、「験記」詞書②と一致する。

なおこの不例について『扶桑略記』では、十日に下山宝塔にて院の御悩があり、僧俗ともに騒動したが、権僧正隆明の加持・薬により平癒したとし、また「熊野金剛藏王宝殿造功日記」<sup>(11)</sup>では御悩について触れないが、山中で院の輿が打ち落されてしまったため、その後は歩行での参詣となり、途上で「御脚病」による逗留があったとする。

したがって、①寛治六年七月の白河院の金峯山御幸、②御幸中の不例、④のうち扈從として同行した貴族の名などは複数の記録と一致し、直ちに史実として認め得るが、一方③の翁(春日大明神)の憑依や託宣、④の源氏への叱責については記録中に見出されず、誇張・創作が疑われる。

#### (B) 春日社御幸

次いで翌寛治七年三月二十日に行われた春日社御幸については、大江匡房の記録『春日社御幸記』(以下『匡』)・『師』・『中』に見え、御幸定から当日の次第に至るまで、複数の参詣記録の照合により、詳細が判明する。

まず同年正月十九日、院殿上にて春日御幸定・舞人定があった(『匡』『中』)。三月二十日の御幸当日に至るまでの経緯は『師』・『中』に見え、前者には師通が院の仰せにより調達を請け負った御馬について、後者には宗忠が院より仰せつかった舞人役の勤仕に伴う調楽や装束配給について、各々記される。なお三月六日・同十四日の二度にわたり、臨時祭や

悪天候のため参詣が延引されたという。

御幸の当日早朝、院は関白以下多くの貴族・舞人らを引き連れ、御所六条殿より春日社へ向かう。出立に先立ち、寝殿にて神宝の御覧などがあり、辰刻には関白・左右大臣以下の公卿・殿上人、舞人・陪従らが参集し前庭に列立すると、巳刻に御車が寄せられ出立した。なお出御に際しては「御出式一巻」(『師』)や「式并指図」(『匡』)など、御幸・行列の次第や、社頭・御所の料理を記したと思われる指図が予め作成され、それらに則って威儀が調えられた(但し式・指図はいずれも伝存しない)。申刻に木津川を渡り、酉刻には着到殿に着御した。「寛治御幸事」には一つの画面に二つの場面が雲を挟んで描かれるが(次頁)、第一図は、着到殿の前庭にて着御したばかりの院の御車の御簾が掲げられた瞬間を描く。

戌刻、着到殿にて手水・禊の後、院は関白はじめ七・八名の公卿、舞人・陪従らを伴い、社内に入御した。幣殿には御幸のために床板や御簾が仮設されて御所の躰をなしており、東側に院御所、西側に関白以下の公卿座が調えられた。御幣・神宝の奉納や神馬の引廻しの後、舞樂が行われた。東遊は一二歌の後駿河舞・求子と続いたが、特に求子については寛弘二年(一〇〇五)の上東門院の大原野御幸の嘉例を由緒とし、その際上東門院の父藤原道長が陪従に加わり舞を披露した事から、当御幸においても公卿が舞人に加わる事となった(『師』『匡』)。舞に加わったのは、内大臣源師通・中宮大夫源師忠・権大納言源雅実・中納言中将藤原忠実の四名、更に求子には左大臣源俊房が加ったという(『中』『匡』)。「寛治御幸事」第二図は東遊に公卿らが加わったこの風景を描写する。この後伯氏・多氏ら衆人による神楽、社司・神人らの勸賞、興福寺僧による諷誦、関白の黒木屋退下、興福寺別当以下の給禄と続いた。次第は

丑刻に終わり、二十一日辰刻に春日社を出立、申刻に六条殿に還御した。春日社御幸の大概は右の通りであるが、御幸に関する「寛治御幸事」の詞書は短いものながら、⑥寛治七年三月の春日社御幸、⑦左大臣・内大臣らが舞人・陪従に加わり舞樂を奉納した事など、いずれも日記類との一致が見られる。

### (3) 絵画と記録との比較

筆者は詞書の編纂過程を研究的関心としているが、一方絵巻を語る上では、当然ながら絵も重要な情報源である。本項では、両話譚のうち特に参詣記録の残る春日社御幸について、絵と記録との比較を行い、作画を担当した高階隆兼が記録類を素材として活用したか否かを検討する。

まず前半の着到殿の風景を概観するに、絵巻画面の天を北に描く。北に着到殿があり、縁には東帯の貴族が一人笏を持ち座す。着到殿南の前庭中央には唐車が一台止められ、公卿・隨身等が八名車の傍らに立つ。車の御簾は掲げられ、中に茶地の袍を着した白河院(但し顔は隠されている)が座す。その両脇には、西側に東帯の貴族が十三人、東側前列に隨身十二人、後列に舍人が列座する。着到殿の東西脇には裏頭の僧侶・稚児らが群参している。西に進むと祓戸社・二鳥居が見え、鳥居内側には舞人や隨身らが群集し、外側には御幸に付き随った雑色らが馬と共に待機している。

参詣記録の中で、院の春日社着到時の記述はいずれも詳細ではなく、絵と記録との比較は困難である。記述の不明瞭ゆえか、絵には記録との不一致が少々認められる。記録によれば、院の着到時公卿達は列「立」し(『匡』)、鶴の作物などの裝飾や興福寺僧・稚児等の参集は記録に無



第一図 着到殿の風景 (右)



第一図 (左)



第二図 社殿前の舞奏

卷二第一話「寛治御幸事」〔春日権現験記絵〕東京国立博物館蔵(落模本) 画像提供：東京国立博物館

く、更に院の袍の色の違い（『中』では「赤色御袍」、絵は茶色）などが挙げられる。しかし院の車の表現（『中』『匡』）や公卿・隨身等の人数（『中』『匡』）、車簾を掲げる役が源雅実で公卿であった点（『中』）、及び舎人や居飼に至るまで諸階層の人物の装束表現（『匡』）などは記録・絵とも合致している。記録から読み取れる範囲で故実に沿った作画を心掛けたつ、御幸の盛時の様を描く事をより重視したものと考えられる。

一方雲を挟んで左に続く第二図は、絵巻の奥を北として、社殿前での舞楽の様子を描く。北には社殿の屋根と瑞垣が見え、南に前庭・幣殿が続く。幣殿の東側二間には御簾がめぐらされ、東より第一間の内側から院の袍の袖がのぞく。一方西側の三間の公卿座は畳敷で御簾は掲げられ、第三間に公卿が一名座す。前庭には舞人が六人二行対面で列立し、うち南側の八人は舞人装束の小忌衣を着し、北側の四人は束帯を着す。舞人・公卿いずれも右肩を脱ぎ、笏を背に挿し下襲を伸ばす。その後ろ、東側にはもう一人束帯の公卿が舞人達の方を向き起立している。更に東方には小忌衣の陪従四人・紺の狩衣の官人一人がおり、前列には和琴の演者と琴を支え持つ官人、後列は陪従三人が龍笛・拍子・箏築を奏する。

一方記録を紐解くと、幣殿の院御所は東第二間とされ、院の座す位置が異なるものの、関白が第三間に座す点、幣殿に御簾を廻らせ床を張り畳敷とする（『中』）などの料理は記録に合致する。また周囲の風景について、楽人座が設けられた直会殿や社殿は屋根のみで省略されその様子を窺うことはできないが、前庭の東西脇には幔幕があったとされ（『中』）、これは画面上から割愛されている。

次いで画面中心の舞人達を見るに、四人の公卿が舞に立加わり十二人で舞った点、四公卿の立ち位置（四公卿の上臈たる師通が北側に立ち、

他の三公卿もそれに続いたという（『中』）、師通・師忠・雅実の三人が冠についた櫻を垂らし、忠実・八人の舞人が巻褰であった点などは記録の示すとおりである。そのため歎冬色の下襲を着し弓箭を帯する（『師』）若い公卿は、五味氏の指摘する通り藤原忠実である蓋然性が高い。残る師通・師忠・雅実は俄に特定し難いが、着到殿の場面（第一図）で列座していた公卿を臈次に則ったものとする、着到殿縁側に関白藤原師実、列座する公卿のうち北より二番目が左大臣源俊房に次ぐ内大臣師通と考えられ、同じ薄茶の平緒を腰から垂げた人物として、第二図で社殿に最も近く背中を向けた萌黄の下襲（『師』）の公卿がこれに該当すると思われる。すると次位の師忠は師通の対面、それに次ぐ雅実が師通の右隣と推定されよう。

また前庭東側に立つ一人の公卿と陪従について考えるに、五味氏はこの公卿を舞に加わろうとする十三人目とし、向かいには画面上に現れない十四人目がいると推測した上で、和琴を演奏する小忌衣の老人を左大臣源俊房と断定している。しかし筆者は、この公卿が俊房ではないかと考える。求子舞が十二人で舞われた点については、故事を問われた匡房が十二人で舞う先例を述べた記事（『匡』）が示す通りで、十四人による舞は想定できない。一方で公卿が舞人に加わる際には陪従にも管弦に秀でた公卿が加わるのが嘉例とされたが、当初陪従に加わる予定であった者が社殿参詣の場に現れず（『匡』）、俊房の参加は東遊奉納の場で決定した事であった。舞に加わった四公卿が束帯でありながら、予定外に加わった俊房のみが陪従装束を着用するとは考え難い。更に、『中』では俊房の参加を「左大臣加倍陪従舞求子」とし、俊房も十二人の舞人とは別して舞を奉納している。この場面は、舞人の中に俊房が進み出る瞬間を捉えたものと言えよう。このように、第二図は第一図に比べ詳細な記録

が複数残っており、概ね記録に準じた描画が可能となったのであろう。

したがって「寛治御幸事」は、詞書・絵とも参詣記録に概ね沿った史実として描かれており、これによりこの話譚の前段である「金峯山御幸事」をも一連の出来事として現実感を表現しようとする編纂者の意図がうかがえる。

但し、先述の金峯山御幸において白河院の不例を春日大明神に因るものとするのは、「ゆ、しくさかへ給つる源氏たち」として大明神の怒りに触れた師忠・雅実の源氏二人が春日社御幸にも同行し剩え社前に姿を現して舞を奉納していることから、俄かに史実とは認め難い。『匡』には、源氏らが「異姓之人」でありながら藤原氏氏人へのみ許された幣殿などの空間に立入る事について、源師忠自身が関白に伺いを立て、関白からも「如此之時不可忌」と許可し、院の扈從としての他氏の立入りには柔軟な態度を示すなど、両氏間には相互に配慮が見られる。同時代の藤原氏には、『中』記主藤原宗忠のように源氏台頭への焦燥感を吐露する者もあつたが、横道雄氏(四五)が指摘するように、村上源氏を異姓者として藤原氏と対抗関係に位置付ける従前の研究は、坂本賞三氏(二七)や橋本義彦氏(二七)らにより批判されている。村上源氏祖師房及びその一流は「御堂の末葉」として撰関家の身内と認識され、更に姻戚関係を通し両氏は常に親密であるなど、春日大明神が藤原氏氏人に成り代わって栄える源氏を叱責するような関係ではなかったと言える。ではこのような説は如何にして形作られたのであろうか。

## 二、『春日社行幸記』の成立

金峯山御幸における春日大明神の託宣が春日社御幸に繋がったという

この両話譚に関し、五味氏は春日社で作成された記録『春日社行幸記』(以下『行幸記』)のみが大明神の「御崇」を記す点を指摘し、「春日社において成長していった物語」と述べている(注六同氏著書)。ならば、この両話譚が一連のものとして認識されるようになったのはいつ頃であるか。本章では、『行幸記』の成立と構成について検討する。

『行幸記』は、永祚元年(九八九)一条天皇により始行された春日社行幸を初例として、文永七年(一二七〇)に至るまでの二十七例の行幸・御幸に関する記録を集成し、末尾に弘安九年(一二八六)の付記を加えた史料である。当史料には写本が数点確認されるが、うち国立公文書館内閣文庫蔵『行幸記』は、石附敏幸氏の全文翻刻・紹介(二八)により、史料の活用環境が整えられている。一方で氏の論攷は春日社組織成立の解明に主眼が置かれ、当史料そのものの成立時期や背景、記主の特定などについては、検討の余地が残されている。

### (1) 諸本の検討

『行幸記』には管見の限り以下四点の類本が確認され、いずれもほぼ同文である。なお史料名は本により異同が認められる上、史料中には行幸のみならず御幸記事も見出せるが、他史料との混乱を避けるため、拙稿中では「某本『春日社行幸記』」の呼称を用いる。

- ① 『春日社行幸御幸部類』(柳原義光氏所蔵)(二九)
- ② 『春日社行幸記』(国立公文書館内閣文庫所蔵)(三〇)
- ③ 『春日社行幸歴代記』(千鳥祐順氏所蔵)(三一)
- ④ 『代々行幸御幸記』(春日大社所蔵)(三二)

右の四点は、いずれも正保四年(一六四七)七月下旬、当時の若宮神



主中臣祐榮による奥書が残る点で共通する。石附氏はこれを祐榮の書写と述べているが、氏の紹介する②内閣文庫本の奥書には「右、加修覆処類本見出之間、所々加書之畢、／正保四年丁七月下旬／若宮神主祐榮花押影」、また春日大社本にも「于時正保四年丁七月下旬之比、虫掃之次見押影」**■**令修覆之所二今一帖見出之間、所々校合文字無之所書入之者也、／若宮神主中臣祐榮判とあり、祐榮の書写とは断定できない。あくまで祐榮が曝涼中に当本を修補し、更に見出した類本をもって校合・書入を行った点までを指摘するに留めるべきであろう。

それでは、祐榮が見出した本はいつ成立したのであろうか。これについては、①柳原本と④春日大社本にほぼ同文の奥書が見えるので、より詳細な春日大社本により確認する。

右一冊、行幸・御幸之記、年子大望之処三、若宮神主一家之外当社諸家之内所持之人無之間、今度祐之上被懇望片時之間上書写之、写本祐春朝臣筆跡之間、文字虫喰破損之間、如本写之、先年二条大殿前撰政左大臣康道公此記録之儀被及、聞召、可献、上覽旨、度々尊命之処三、故神主祐榮朝臣他家、御相伝之義、神慮尚々之由ニテ、御請不申上之故、御同諸大夫三三人当地、御下シ有テ、於若宮神主館書写之、其外此本一円類本無之、尤祠堂重宝、努々以不可叶他見者也、／寛文九年乙七月七日／正五位下信濃守大中臣朝臣師暢（花押）

右の書写奥書が示すように、両本は寛文九年（二六六九）、春日神主大中臣師暢の書写本を共通の祖本とする。行幸・御幸に関する先例を記した記録は若宮神主家以外所持する者が無いため、師暢は中臣祐之に懇

望し書写したが、この時祐之所持の写本が「祐春朝臣筆跡」であったという。「祐春朝臣」とは、鎌倉中後期にかけ若宮神主職をつとめた中臣祐春であり、ここにこの記録を集成した記主が判明する。記録の成立年を明示する奥書は無いが、本文の末尾に書かれた弘安九年以降と知られる。

## (2) 中臣祐春とその記録

中臣祐春は、若宮神主職を歴任する中臣祐房流（千鳥家）を出自に持ち、弘安五年（一二八二）九月廿日父祐賢の譲りを得て若宮神主職に補任された。正和二年（一三二二）八月七日息祐臣に同職を譲り、元亨四年（一三二四）九月四日、八十歳で卒去した。

春日社神職は神主を大中臣氏が、正預を中臣氏が務める事で知られるが、大中臣氏は十一世紀後半以降、中臣氏は創建当初からそれぞれ諸家分立を重ね、諸家の中で神職を持ち回っていた。一方、十二世紀に若宮社創建により創設された若宮神主職は、唯一祐房流が嫡子相伝する事に成功し、以来神主・正預と並ぶ三惣官の一つとして安定的な立場を保持してきた。（三三）

家祖祐房以来累代の若宮神主の日記・部類記が不完全ながらも残存する当家は、朽損した家記を修補・書写しながら伝領する中で、「日記の家」としての位置付けを自覚し、より詳細な記録の執筆・集成につとめてきた。そのような中、祐春もまた緻密な記録を残した事で知られ、現存する日記は管見の限り、弘安六年（一二八三）以降、正和二年（一三二二）八月に至るまでの約三十年に亘り欠かさず執筆を続けていた。

【表二】中臣祐春編述史料

分類	史料名	記事年	西暦	備考 1 (奥書など)	備考 2 (所載、記事の年紀等)
日記	中臣祐春記	弘安六年	1283		
		弘安十年	1287		後次、
		正応二年一～三月	1289	延寛二年の修補奥書あり、	後次、
		正応三年一～九月	1290	慶安元年の修補奥書あり、	国立公文書館内閣文庫 (押小路家本)・京都大学文学部 (勸修寺家本)
		永仁四年	1296		奈良市立史料保存館蔵
		永仁六年	1298		国立公文書館内閣文庫 (押小路家本)・京都大学文学部 (勸修寺家本)
		正安三年 (乾元元年)	1301		
		正安四年 (乾元元年)	1302		
		嘉元三年	1305		
		徳治二年	1307		
日記	中臣祐明記	承元二・三・四年	1206-1210		
		建久四年	1192		
		建久八・九年	1196-1197		
		承元二・三・四年	1206-1210		
日記 書写	春日社行幸記	永祿元年～文永七年	989-1270	弘安五年記事わずかにあるも「別巻(二)注連」とあり、祐保自筆本を正保四年(1647)中臣祐采により修補・校合、原表紙(外題)「御八講日記(旧記)」(表紙左下)「祐春(花押)」とあり、	全二十七例(詳細は別表に記す)、 建保五年は記事なし、 建保五年は記事なし、 「某年月日春日御八講日記」と各記事の冒頭に冠す、 3012/19、
		春日社御八講日記	1211-1219	外題「(始嘉禄二年)春日清載記」表紙左下「祐春」、 類聚二、正安三年九月分識語、「此記、弘安四年之比令類聚二、正安三年七月晦日清書之、右宮神主正四位下祐春(花押)」、 ①嘉禄二年～弘安五年五月記、 ②真題「祐春社務之後細々清載日記」、末巻に奥書「正和二年四月廿八日」(1313)、 議論に次いで弘安五年五月記、	
別記・ 部類記	春日社造普記	嘉禄二年～正和元年	1226-1312	祐春自筆、上巻正応元年(1288)九月清書、下巻正応三年(1290)五月清書・校合、	2012/239、イメージ公開、 弘安六年十二月皇・新羅明門院、弘安七年五月東二条女院・御京、弘安八年七月東二条女院、御京、弘安九年二月東二条院、弘安十年七月新羅明門院、弘安十一年四月本院、東二条院、正応元年九月大宮女院、正応三年正月本院、東二条院、同年十一月安禪門院、正応四年三月大宮院、東二条院、同年八月安禪門院、同年十一月法皇、正応六年三月東二条院、永仁三年十一月法皇、東二条女院、永仁六年四月安禪門院、同年十二月遊義門院、正安元年十一月東二条院(・遊義門院)、正安三年十一月禪林寺法皇、乾元二月四月禪林寺法皇、嘉元二年十月禪林寺法皇、嘉元三年正月禪林寺法皇・昭訓門院、同年三月本院(後宇多)、嘉元四年三月内侍殿、徳治二年十一月法皇、 3012/12/2、上下二巻、総師問題、二季神楽→四季、要録別表日記と比較、 ※「春日社造普記(弘安十号)」(2012/257/32)→諸社造普時の道具等注次、
		春日社造普記	弘安十年	1287	

日記・旧記は「某年日記」「某年御神事日記」など、記主や記述年、写本により様々な名称を持つため、本論では「史料大塚」に依い、記主名を冒頭に冠する表記に統一した。

また祐春は日々の日記執筆のみならず、累代の記録の整理・集積活動を積極的にを行っている。前頁の表二は、祐春が日記に加え若宮神主職在任中に起こった出来事を部類毎に記した記録、及び累代の記録を書写・類聚した記録類を知る限り一覽にしたものである。

これによれば、鎌倉前期の若宮神主祐明記の書写に加え、先に触れた『行幸記』は十世紀後半以降父祐賢の代に至るまで、『春日社御八講日記』は十三世紀前半の九年分、『春日社清祓記』は十三世紀前半以降父祐賢期までの、旧記より抄出を行っている。

また一方で祐春は自身の在任中の別記として、『祐春社務之後細々清祓記』（『春日社清祓記』と合綴）、『春日社御幸記』（中臣祐春筆、以下『御幸記』）、弘安十年造替時の『春日社造替記』などを著している。殊に前者二点は、共に若宮神主着任の弘安六年より始め、『清祓記』は三十年間九十一例、『御幸記』は二十五年間二十四例を集積している。そして祐春による新旧記録を併せ考えるに、『春日清祓記』を例に挙げると、①「此記、弘安四年之比令類聚之、正安三年七月晦日清書之、／若宮神主正四位下祐春（花押）」として、弘安四年（二二八一）、残存する記録から清祓に関する先例を類聚、②弘安五年着任後、当代の事例収集を開始、③正安三年（一一三〇一）①を清書、④退任の直前に②の集積を終え早期に当代記を完成させる、という流れが読み取れる。

その他の新旧記録類に成立を明示する年紀が示されていないのが残念ではあるが、『春日社造替記』が弘安十年（一一二八七）に造替を終えた後即翌年に上巻を、下巻も三年後の正応三年に清書を完了している点を踏まえれば、当代記を事例集積後の早い時期に完成させるといふ執筆態度は一貫したものとと言える。ならば旧記の類聚もまた『清祓記』同様、着任前後に自身の職務上の亀鑑とするため行ったと推定できよう。

『行幸記』と『御幸記』の関係も同様に考察すると、両記いずれも祐春自身の奥書は無く成立年は特定できないものの、自筆本の存在が後世の奥書により明示される。『行幸記』は父祐賢期までの抄出、『御幸記』は弘安六年着任以来の御幸が記され、先代・当代で記録を分ける点で『清祓記』と共通する<sup>(三四)</sup>。もともと『行幸記』末尾には、祐春在任中の弘安九年三月の後宇多天皇行幸につき、「弘安九年<sup>丙戌</sup>三月<sup>辰</sup>廿七日<sup>甲午</sup>行幸日記別巻<sup>注進之</sup>、／祐春今度正五位<sup>以下</sup>叙了、」との付記がわずかに混入する。しかしこの付記は、着任後初めて行われた行幸に際し、旧記とは分けて「別巻」を作る旨を記すとともに、「注進」との文言から、『行幸記』・弘安九年行幸記の両記を或る人に注進した事をも示している。自身が正五位下に加階された事を併せて報告するなど注進先との近い関係を感じさせるとともに、「今度」という表現からは、行幸後早い時期にこの記述が書かれた事を示す。この後祐春は、弘安十年中には一貫して正五位下を称すものの（『弘安十年中臣祐春記』）、翌十一年四月の御幸時に従四位下に叙され（『御幸記』）、この間に今一度正五位上への加階があったと思われる。類聚の期間を経て『行幸記』が成立したのは、弘安九年三月から遅くとも正五位下にあった弘安十年中の事と言えよう。

### 三、記録の説話化

#### (1) 『行幸記』中の金峯山・春日社御幸記事

『行幸記』の本文については既に石附氏の紹介に詳しいが、当記に載せられた各行幸・御幸を改めて表三にまとめる。

【表三】『春日社行幸記』行幸・御幸一覧

	和暦年月日	西暦	行幸／御幸	下向者	備考
1	永祿元年三月廿三日	989	行幸	一条天皇	
2	治安元年十月十四日	1021	行幸	後一条天皇	
3	長暦二年十二月廿日	1038	行幸	後朱雀天皇	
4	永承四年十一月廿七日	1049	行幸	後冷泉天皇	
5	延久二年八月廿二日	1070	行幸	後三条天皇	
6	永保元年十二月四日	1081	行幸	天皇(白河天皇)	
7	寛治三年三月十一日	1089	行幸	天皇(堀河天皇、)	
(8)	寛治六年七月二日	1092	御幸	鳥羽院(白河院)	金峯山御幸、9の春日御幸の契機となる、
9	寛治七年三月廿日	1093	御幸	鳥羽院(白河院)	
10	永長二年三月廿八日	1097	行幸	堀河天皇	
11	天永二年二月十一日	1111	行幸	今上天皇(鳥羽天皇)	
12	保安二年十月廿八日	1121	行幸	同天皇(鳥羽天皇)	
13	大治三年四月廿七日	1128	行幸	当帝王(崇徳天皇)	
14	長承四年二月廿七日	1135	御幸	新院(鳥羽院)	
15	保延七年二月廿二日	1141	御幸	高陽院(鳥羽后太子)	
16	久安三年二月廿二日	1147	行幸	童御帝皇(近衛天皇)	
17	保元三年二月廿八日	1158	行幸	当帝王(後白河天皇)	
18	永曆二年二月	1161	行幸	当帝王(二条天皇)	
19	嘉応二年三月廿二日	1170	行幸	高倉敷、(高倉天皇)	
20	治承二年三月	1178	行幸	当帝王(高倉天皇)	
21	承元四年八月廿日	1210	行幸	《後鳥羽院太子／亨土御門院》(土御門天皇)	
22	建保二年三月廿六日	1214	御幸	《後鳥羽院／第二皇子》(順徳院)	
23	安貞元年十二月十四日	1227	行幸	《後高倉院太／子所謂持明院宮》(後堀河天皇)	
24	嘉禎四年三月廿八日	1238	行幸	(四条天皇)	
25	建長七年十月十九日	1255	行幸	(後深草天皇)	寛元四年(1246)正月後醍醐天皇行幸の誤記か(石附氏論文)
26	(年号不明)		行幸	(龜山天皇)	建長七(1255)十月後深草天皇行幸か(石附氏論文)
27	文永七年三月十四日	1270	行幸		
付記	弘安九年三月廿七日	1286	行幸	(後宇多天皇)	

春日社において行幸始とされる永祚元年一条天皇行幸以降、文永七年至るまでの二十七例を類聚した当記は、石附氏が指摘する通りこの間実施の全行幸・御幸を網羅するものではなく、記述量の粗密も著しく天皇・院の人物比定などにも僅かに誤謬が認められる。しかし記述の質・量の差異はむしろ祐春の類聚時点における旧記の残存状況を如実に物語り、また誤謬についても祐春の若宮神主職着任後初めて実施された行幸に際し、先例を獲得するため旧記類聚が急ぎ行われ十分な考証に至らなかったため、と考える事もできよう。

『行幸記』には、各記事に内容の差はあるが、諸殿の料理、神宝・諸道具の準備、社参の次第などを中心として、奉納物の管理・分配、社司の位階上昇など、春日社側の直接的な利害に関わる事柄も見え、春日社司の記録により構成されているのは明白である。

さて金峯山・春日社両御幸は、二十七例中八・九例目として以下のよう記される。

〔白河院〕  
鳥羽院

（は小字または二行割、「」は広範囲の虫損を示す）

寛治六年七月二日、令参詣金峯山御而依「」春日大明神御崇、以同九日為御祈禱御幣并御馬一疋被進当社神主時経、同九月

四日可注進神事違例之由被下 宣旨、同八日到來随注進畢、

〔白河院〕  
鳥羽院

寛治七年三月廿日<sub>丁酉</sub> 御幸

御所着到殿、准行事大臣公卿百官併供奉長者殿下御所 黒木

屋 御寺別当所課、

先参仕次第舞殿従東第二間御着有御拜<sub>御説教東白</sub>御神宝被準行

幸、金銀御幣并白妙幣、御馬三疋廻乘尻殿上人也、二疋神主、

一疋正預、金銀幣拾陸枚、時経加藤正五位下 預有助依障不  
参、権預近助 権預範助名屬合表

右近将監伯光末 栄爵給

御神宝奉納御宝蔵畢、

御寺正別当頼尊勸賞 弟子右大臣殿男叙法眼、権別当齊尋次

勸賞 殿下御息法眼御房叙僧都任、

同廿八日御装束取於神主一唐櫃、執行正預二唐櫃

権官 唐櫃

春日社行幸・御幸を集成した当記に敢えて金峯山御幸が収載されるのは、偏に翌年の春日社御幸と一連の内容であるとの認識を示しているよう。まず金峯山御幸記事から見ると、『行幸記』諸本中最も古様をとどめた③千鳥家本には「令参詣金峯山御而依「」春日大明神御崇」として、虫損により詳細は不明ながらも、参詣中に春日大明神の崇りと思しき現象があったという。これにより以同年七月九日に御祈禱のため御幣・御馬一疋が春日社神主時経に遣わされ、更に「神事違例」の報告を下知する同九月四日の宣旨が同八日に到来し、これに依って同社より注進を行ったとする。

次いで春日社御幸記事については、次第の説明はほぼ省略されているが、「大臣・公卿・百官」が揃って供奉した点、社前に参仕した際白河院が舞（幣）殿の東より第二間に着座した点、楽人伯光末や興福寺別当等が勸賞に預かった点などは参詣記録に一致する。その上で黒木御所・舞殿の料理にかかる費用の分担、御馬等の奉納物の分配など、社司の関心事に随った記述が見える。

両記とも、社内に両御幸に関わる他史料が見出されず断定し難いもの

の、金峯山還御以降春日社が関与した出来事には特段の創作的要素は見  
出せず、史実と認める事は可能であろう。では、白河院不例の原因は如  
何にして「春日大明神御崇」に求められたのであろうか。院の還御後に  
行われた「神事違例」の注進に注目したい。

## (2) 「神事違例」の注進

神事違例の注進とは、天災や玉躰不予など天変が発生した際、卜占に  
より不浄・違例が生じた神社の方角が示されると、その方角に合致した  
神社に対して事違例や社辺汚穢などを注進させるものである。太神宮や  
日吉社はじめ諸社に事例が知られるが、春日社の例として『中臣祐定記』  
仁治二年（一二四一）六月条を挙げる。

同年六月廿七日炎旱御祈のため、春日社に二通の文書が到来した。十  
六日付左弁官下文には炎旱御祈のため神祇官・陰陽寮が卜占した結果、  
（神祇）官卜は異離方神社、（陰陽）寮占は艮乾方神社の神事違例に因る  
としたことから、両卜占が示す方角にあたる「方神社」に神事違例の注  
進を下知している。このため廿六日付官使書状にて、官使が実検のため  
廿八日に春日社へ下向し、同社より注進を聞くと伝えた。これに対し廿  
八日、同社は御供未進などの神事違例・境内地での殺人による社辺汚穢  
など条々を注進した。また、この時期春日社は二御殿の千木金物の落下  
や藤氏長者の御病など種々の怪異を経験しており、この原因も神事違例  
による穢気不浄不信のなすところであるとして、祈謝を命じられてい  
る。神社側の落度による神事違例の場合、祈謝は神社側の負担となり、  
神主は「苛法」と嘆いている。

一方日吉社の永久元年（一一一三）の例では、宮寺怪異に伴い卜占を

したところ「口舌病事可慎御」との結果が出た。折しも堀河天皇の不予  
が起り、白河院は除病延命のため奉幣使を遣わすと共に、院自らも報  
賽のため参詣を行う旨を告文に認めている（九月一日「白河院御告文」<sup>(二五)</sup>）。

このように天変発生時には、その原因を卜占により特定し、祈禱によ  
り神威を鎮めて事態を打開する必要がある。卜占の結果は、該当方角  
の神社による神事違例・汚穢の注進、又は「公家御慎」のいずれか、或  
いは両方となる例が多く見られる。

寛治六年の金峯山御幸を改めて振り返ると、仁治二年例・永久元年例  
の折衷的な事例と見受けられる。白河院の不例の現場で卜占を行ったと  
ころ、春日社の神事違例に加え御慎との結果が顕れ、院はその場で神馬  
奉納の使を派遣し、願文を記すことにより、不例平癒の報賽と祈謝を目  
的とした翌年の春日社御幸に繋がったのではなからうか。

## 結

「験記」に見られる白河院の寛治六年金峯山御幸・翌七年春日社御幸  
は、ともに多くの関連記事を有し、記事同士の間によって詞書の生成  
過程を検討できる興味深い事例である。両御幸とも史実でありながら、  
前者は春日大明神の託宣が中心となることで創作的要素が認められ、一  
方後者は当日の参詣記録に基づく詞書・作画により史実に忠実な内容で  
あるとの印象の相違から、前者の話譚は春日社内、或いは興福寺内で生  
成された物語として受け止められてきた。

しかしながら、春日社司の旧記を類聚して弘安九年頃に成立した『春  
日社行幸記』の本文を検討する過程で、金峯山御幸後まもなく不例の原  
因を卜占により春日社の「神事違例」に求める動きが見られ、人為的に

作られた「春日大明神御崇」は御幸直後から京都・南都において共有された。

「験記」詞書中の託宣の内容は、「御崇」が説話化の中で発生したものと考えられるが、託宣の趣旨である①金峯山に参詣しながら春日社を訪れない事への怒り、②院の周辺で栄える源氏達への不興の二点は、いずれも当時にその淵源が求められる。①については、御幸から約五十年遡る永承四年（一〇四九）、興福寺僧円縁が金峯山檢校に補任されて以降、同山は興福寺の末寺化を辿ったと指摘され（注二六著書参照）、院が末寺を参詣したにもかかわらず、本寺と一体の関係にある春日社への不参に怒りを顕した件は、確かに興福寺で生成されたと思し得る。また②については、先述のように村上源氏台頭を憂慮する藤原氏の日記に影響され、源氏への不興という要素が盛り込まれたと考えられるが、加えて異姓者、とりわけ源氏出身者への忌避姿勢は興福寺内にも度々見られ、その影響も無視できない。例えば「験記」巻十四「隆覚僧正事」では、村上源氏を出自に持つ興福寺僧隆覚僧正が、或いは衆徒より別当職を追われ、或いは春日社に財施を行わない事を咎められるなど、その評価は芳しくない。

白河院の両御幸と春日大明神の「御崇」をめぐる両話譚は、院の不例直後に春日社の神事違例が治定され、後世に「御崇」の理由が肉付けされ説話化を辿る過程で、院の村上源氏厚遇への不満や興福寺内の異姓者忌避に関わる情報が付加され生成されたのであろう。

【注】

一 酒井紀美『夢語り 夢解きの中世』朝日選書、二〇〇一年。奥田勲・平

野多恵・前川健一編『明恵上人夢記訳注』勉誠出版、二〇一五年 など  
二 永島福太郎校注・神道大系編纂会編『神道大系六 神社編十三 春日』一九八五年

三 藤原重雄・坪内綾子・巽昌子「中世春日社社記拾遺」根津美術館研究紀要『此君』第四号、平成二十五年三月

四 拙稿「興福寺の春日社進出と「承平託宣」―「春日権現験記」巻一第一段「承平託宣事」を通して―」日本女子大学史学研究会編『史艸』第五十二号、平成二十三年十一月。同「春日権現験記」にみる解脫房貞慶への認識―巻一第二・三段「竹林殿事」を通して―『明日へ翔ぶ―人文社会学の新視点―』三 風間書房、平成二十六年三月

五 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第三編之二、昭和二年。神戸説話研究会編『春日権現験記絵注解』和泉書院、二〇〇五年

六 藤原重雄「飯屋」小考―松の葉を屋根に葺くこと―（藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』吉川弘文館、一九九四年）、五味文彦『絵巻を読む』歩く『春日験記絵』と中世』淡交社、一九九八年、など

七 松村和歌子「春日社興福寺の中世的確立―毎日一切経転読の開始と東西御廊の成立を中心に―」『立命館史学』六二四、二〇一二年

八 平安後期、寛治八年（一〇九四）以降、堀河天皇在位中に成立か。本論では『新訂増補国史大系』本によった。

九 藤原宗忠（康平五年（一〇六二）〜永治元年（一一四一））による日記。寛治元年（一〇八七）〜保延四年（一一三八）分が現存する。『増補史料大成』所収。

一〇 永祚元年〜文永七年の行幸・御幸について記し、千鳥家蔵本ほか諸本が伝存する。後述。

一一 永保三年（一〇八三）〜康和元年（一〇九九）分が現存する。『大日本古記録』所収

一二 伏見宮記録文書七二、鎌倉時代写。東京大学史料編纂所架蔵写真帳には「江記ナルベシ」との注記が見え、大江匡房による部類記と想定される。『江記逸文集成』にも収載される。

一三 注五『大日本史料』収載。なお当記については川崎剛志氏により疑義が唱えられ（同氏『熊野権現金剛蔵王宝殿造功日記』という偽書『説話文学研究』三六、二〇〇一年）、なお検討を要する。

一四 酒井紀美『夢語り 夢解きの中世』朝日選書、二〇〇一年。奥田勲・平

- 一四 『中右記』寛治七年十二月廿七日条・康和四年六月廿三日条など。
- 一五 「永久之変の歴史的位置」史聚会編『奈良平安時代史の諸相』高科書店一九九七年に初出。横氏『院近臣の研究』群書類従完成会、二〇〇一年に所収
- 一六 「村上源氏の性格」古代学協会編『後期撰関時代史の研究』所収、吉川弘文館、一九九〇年
- 一七 「貴族政権の政治構造」岩波講座『日本歴史四』古代四（一九七六年）
- 一八 石附敏幸「国立公文書館所蔵『春日社行幸記』」『千葉大学人文研究』第三十九号、二〇一〇年
- 一九 東京大学史料編纂所架蔵の謄写本（二〇五七／二八）により確認。
- 二〇 国立公文書館内閣文庫（古〇二四・〇四四〇）により確認。
- 二一 東京大学史料編纂所架蔵の影写本（三〇一二／五七）により確認。
- 二二 同所架蔵写真帳「春日大社史料」（六一七〇・六五／四／一三四）により確認
- 二三 永島福太郎『奈良文化の伝流』中央公論社、昭和十九年
- 二四 『春日社御幸記』には、『行幸記』に付記があつた弘安九年の後宇多天皇行幸はじめ、行幸に関する記述は無く、専ら院・女院の御幸のみを記している。祐春期の行幸記現存していないが、行幸に関する記録は「某年月日行幸日記」など部類記の形式で作られたことから、或いはこのような行幸記のみを類聚した記録があつた可能性は否定できない。
- 二五 「宮寺縁事抄」（塙保己一編『群書類従』第一輯 続群書類従完成会、一九五九年）
- 二六 神戸説話研究会編『春日権現験記絵注解』和泉書院、二〇〇五年
- 二七 隆覚の別当補任に際しては、『中右記』長承二年（一一三三）七月十七日条にて、源氏は興福寺司に就かない先例があつた旨が記されている。